

「世界標準」に追い付くための基礎知識

人権を経営に組み込む

ビジネスと人権について明日から活用できる情報をまとめる。
法律や基準の他に、業界で連携する動きやツールなども紹介する。

「ビジネスと人権」の動きは早い。人権を経営に組み込むために、知っておきたい基礎知識をまとめる。

人権に関する 基準やルール

サプライチェーンの人権配慮を進めるためにまず知っておきたいのは、国連で2011年に採択された「**ビジネスと人権に関する指導原則**」。「国家は人権を保護する義務があり、企業は人権を尊重する責任があり、人権侵害の被害者は救済措置を受ける権利がある」という原則だ。「義務」「責任」「救済」の3本柱から成る。

企業はこの「指導原則」に従って「**人権デューデリジェンス**」を実施することが求められる。人権デューデリジェンスとは、様々なステークホルダーに与える人権の負の影響を

評価・特定し、軽減するための措置を取り、追跡し、情報開示をするというPDCA（計画-実行-評価-改善）サイクルを回すこと。

「指導原則」の考えは「**OECD（経済協力開発機構）多国籍企業行動指針**」にも盛り込まれた。多国籍企業に対して責任ある行動を取ることを勧告するもので、情報開示、人権、環境など、責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

この行動指針をサプライチェーン全体に展開する方針をまとめた「**責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンス・ガイダンス**」が発表され、日本語版が今年6月に発行された。6ステップから成る。(1) 責任ある企業行動の原則を企業の方針やマネジメントシステムに組み込む、(2) サプライチェーン上の悪影

響を特定・評価する、(3) 悪影響を防止・低減する、(4) 実施して追跡する、(5) 影響への対処方法について報告する、(6) 救済措置を行う。

「日本企業の人権の意識は急速に高まってきた。行動に落とすために活用してほしい」とOECDのクリスティナ・テバル・レス氏は言う。

各国でのハードローの整備も相次いでいる。2015年に英国は「**現代奴隷法**」を制定した。同国で事業を行う売上高が一定以上の企業に対し、サプライチェーン上の人権リスクの調査と取り組みの報告を義務付けた法律だ。2017年にはフランスが同様の注意義務法を制定。今年オーストラリアも現代奴隷法を施行した。米国では以前からカリフォルニア州で人権・環境への配慮を求めるサプライチェーン透明法がある。子会社がこうした地域にある日本企業も報告や人権の声明が求められる。

2015年のG7エルマウ・サミット的首脳宣言には、「**ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)**」の策定が盛り込まれ、G7各国が相次いでNAPを策定した。しかし日本とカナダはまだ策定していない。日本は来年の東京五輪までに策定する予定で、議論を進めている。

ハードローには「**紛争鉱物規制**」

■ ビジネスと人権に関わる国際的な規制

2012年	米カリフォルニア州でサプライチェーン透明法が施行
2013年	ドッド・フランク法による米紛争鉱物規制が開始
2014年	EUで非財務情報開示指令が発行
2015年	英国現代奴隷法が成立
2017年	オランダ議会が児童労働人権デューデリジェンス法を可決 フランス注意義務法が成立
2019年	オーストラリア現代奴隷法が施行 日本でビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)検討中 香港で現在奴隷法を審議中



クリスティナ・
テバル・レス氏
OECD責任ある企業行動ユニット長

もある。人権侵害を引き起こす可能性のあるコンゴ民主共和国と周辺の9カ国で産出されるスズ、タンタル、タングステン、金を原料に使う企業に調達先を調べて開示することを米国の上場企業に義務付けた。米金融規制改革法(ドッド・フランク法)で定めている。米国企業と取引する日本企業も対応が必要だ。

日本で人権や環境に配慮した持続可能な調達の機運が盛り上がっているのは、来年開催の東京五輪の影響もある。大会で使用される物品・サービスについて「**持続可能性に配慮した調達コード**」が策定され、個別品目として、木材、農畜水産物、パーム油、紙の調達基準も定められた。

人権に関する連携や 企業イニシアティブ

人権に関するイニシアティブで有名なのは、「**国連グローバル・コンパクト**」。国連が掲げる人権や労働環境の原則を推進するネットワークで、人権擁護の支持と尊重、人権侵

害への非加担など10原則を掲げる。

産業界が連携して取り組む動きもある。「**責任ある企業同盟(RBA)**」は、サプライチェーンの人権や労働、環境への配慮を求める企業同盟だ。もともと電子業界のサプライチェーンにおける人権、環境への配慮を定めた行動規範を作る組織「EICC」だったが、2017年に名称を変え、電子業界以外も参加できるようになった。会員企業にサプライヤーを監査するプログラムを提供している。

「**サステナブル・アパレル連合(SAC)**」は環境、社会面に配慮した事業を目指すアパレル業界の連携組織だ。食品や小売り企業が加盟するのは「**ザ・コンシューマー・グッズ・フォーラム(CGF)**」。米ウォルマートや英蘭ユニリーバなど約440社が加盟し、日本企業も約70社が参加する。2016年に強制労働の撲滅の決議を行い、行動を呼びかけている。

日本の建設業界では昨年9月、三菱地所や清水建設、大成建設など建設・不動産8社が「**建設・不動産『人権デューデリジェンス勉強会』**」を発足させた。優先課題として、コンクリート型枠に違法材が混在する問題や外国人労働者の問題について調査研究することが決まった。

サプライチェーンを 管理するツール

サプライチェーンの人権を管理するツールもある。よく使われるのが「**EcoVadis**」。顧客企業から要請されたサプライヤーが質問書に回答するシステムだ。「**Sedex**」はサプライヤーの人権・労働・環境などの情報を管理するプラットフォーム。英

マークス・アンド・スペンサーやスイス・ネスレをはじめ、日本でも花王やJAL、味の素が加盟する。サプライヤーがオンライン上で労働、安全衛生、ビジネス倫理、環境の質問に回答して入力する。サプライヤーの了解が得られれば他のバイヤー(納入先)も情報を見られるため、サプライヤーは納入先ごとに回答する手間が省ける。

グローバル・コンパクトの日本ネットワーク組織「**グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)**」は、現在、様々な企業が活用できる「**対話救済ガイドライン**」案を作成中で、今年11月中旬に策定される。企業共通の「**苦情処理センター**」の構想もある。

投資家が参考にする 人権の格付け

投資家が企業の人権の取り組みを評価する動きも始まった。英アピバ・インベスターズ、北欧最大のノルディア銀行などの投資家とNGOが参加するイニシアティブ「**企業人権ベンチマーク(CHRB)**」は、国連の「**指導原則**」に従って企業の人権への取り組みを採点したベンチマーク。2018年に初めて正式なスコアを発表した。対象は農業、アパレル、資源採取の企業101社で(公開情報から採点された)、2019年は情報通信も加え、対象が約200社に広がった。日本企業も18社が採点される。発表は11月だ。

英国の人権NGO「**KnowTheChain**」は強制労働を中心に業界ごとに企業の取り組みを評価し、採点結果を発表している。